

岩手県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年1月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八幡平市高畑88の2・88の23・88の109・88の114から88の146まで（以上36筆について次の図に示す部分に限る。）、88の3から88の22まで、88の24から88の31まで、88の108、88の110から88の113まで、88の147、88の149、88の151、88の153、88の155、88の157、88の181、88の197、扇畑218、224の1、224の2、224の15から224の20まで、224の23から224の30まで、224の32から224の41まで、224の43から224の45まで、224の48から224の54まで、224の59から224の64まで、224の67、224の69、224の91、224の92、224の96、224の99、224の100、224の116、224の117、224の127から224の130まで、224の133から224の139まで、224の168、224の185、224の187、224の189、224の191、224の193、224の195、224の197、224の200、224の204、224の206、224の208、224の210から224の218まで、224の4・224の8から224の14まで・224の21・224の22・224の31・224の42・224の46・224の47・224の55から224の58まで・224の65・224の66・224の71・224の101・224の102・224の131・224の132（以上25筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。